

## ④ 自家用車の借上料

**Q** : 当社は営業用車両が不足気味なので従業員の所有する自家用車を借上げて、その従業員に業務用として使用させようと考えています。また、駐車場代も従業員に別途支給しようと考えているのですが、これらの借上料、駐車場代の税務上の取扱いを教えてください。

**A** : それぞれ、次のとおりです。

### 【解説】

#### ①借上料

所得税では、給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行に通常必要であると認められる費用は非課税とされています。

ご質問の場合、出張に際し従業員の所有する自家用車を使用し、会社が出張旅費ではなく自家用車の借上料として支給した場合でも、借上料の算定が会社業務に使用した走行距離を基礎とするなどその金額に合理性があれば、その出張に通常必要であると認められる部分（ガソリン代及び走行距離に応じた借上補償料等の実費弁償的な金額）については、給与として課税しなくて差し支えないものと思われます。

#### ②駐車場代

従業員の自家用車の駐車場代については、会社がその自家用車を借上げるか否かにかかわらず、本来、その所有者である従業員が負担すべきものです。したがって、会社が従業員に対し、駐車場代という名目でその全部又は一部を支払っていたとしても、それは給与として課税されることとなります。

